

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成29年11月14日

【四半期会計期間】 第46期第3四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)

【会社名】 中道リース株式会社

【英訳名】 Nakamichi Leasing Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 関 寛

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

【電話番号】 札幌011(280)2266

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営主計室長 遠藤 龍二

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

【電話番号】 札幌011(280)2266

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営主計室長 遠藤 龍二

【縦覧に供する場所】 中道リース株式会社 東京支社
(東京都港区浜松町1丁目27番14号 サン・キツカワビル)
証券会員制法人 札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第45期 第3四半期累計期間	第46期 第3四半期累計期間	第45期
会計期間		自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日
売上高	(千円)	26,718,487	28,921,407	36,350,234
経常利益	(千円)	450,888	681,536	649,633
四半期(当期)純利益	(千円)	360,000	456,811	475,501
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	2,297,430	2,297,430	2,297,430
発行済株式総数 (内、普通株式) (内、A種優先株式)	(千株)	9,290 (8,680) (610)	8,880 (8,680) (200)	9,130 (8,680) (450)
純資産額	(千円)	6,998,939	7,200,615	7,073,830
総資産額	(千円)	107,616,659	114,998,332	113,851,915
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	48.74	62.08	62.61
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	34.86	51.96	46.76
1株当たり配当額	(円)	普通株式 A種優先株式	普通株式 A種優先株式	普通株式 A種優先株式
				7.00 30.00
自己資本比率	(%)	6.5	6.3	6.2

回次		第45期 第3四半期会計期間	第46期 第3四半期会計期間
会計期間		自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	19.29	25.01

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき重要な関連会社が存在しないため記載しておりません。
 3 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 4 第45期の1株当たり配当額7円には、創立45周年記念配当1円50銭が含まれております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

経営成績に関する分析

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府による継続的な経済政策および日銀による金融緩和により、企業収益や雇用・所得環境の改善が続いております。しかしながら、米国政権の政策動向、北朝鮮による地政学リスクの高まり、新興国の景気減速など、世界経済における懸念材料も多く、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は、営業部門におきましては、群馬県を主たる営業エリアとする高崎支店の新設や、発足から6年を経過したバス事業特販課のバス関連営業部への昇格等、積極的に営業活動を展開してまいりました。その結果、当第3四半期累計期間における新規受注高は30,732百万円（前年同四半期比11.5%増）となりました。

損益面では、当第3四半期累計期間の売上高は28,921百万円（同8.2%増）、営業利益は678百万円（同52.5%増）、経常利益は682百万円（同51.2%増）、四半期純利益は457百万円（同26.9%増）となりました。

セグメントの業績

当第3四半期累計期間におけるセグメントの業績は次のとおりであります。なお、各セグメントにおける売上高については「外部顧客に対する売上高」の金額、セグメント利益については報告セグメントの金額を記載しております。

[リース・割賦・営業貸付]

リース・割賦・営業貸付の新規受注高は30,169百万円（前年同四半期比10.0%増）、営業資産残高は87,008百万円（前期末比7.2%増）となりました。また、売上高は26,470百万円（前年同四半期比9.0%増）、セグメント利益は383百万円（同109.2%増）となりました。

[不動産賃貸]

不動産賃貸の新規受注高は564百万円（前年同四半期比294.3%増）、営業資産残高は13,498百万円（前期末比2.0%減）となりました。また、売上高は2,415百万円（前年同四半期比2.1%増）、セグメント利益は696百万円（同9.6%増）となりました。

[その他]

その他の新規受注高はありませんでした（前年同四半期は7百万円）。営業資産残高は115百万円（前期末比15.0%減）となりました。また、売上高は36百万円（前年同四半期比39.3%減）、セグメント利益は13百万円（同18.0%増）となりました。

財政状態に関する分析

当第3四半期会計期間末の総資産は、前期末比1,146百万円増加し114,998百万円となりました。これは主にリース債権及びリース投資資産の増加によるものです。

負債合計は、前期末比1,020百万円増加し107,798百万円となりました。これは主に短期借入金の増加によるものです。

純資産合計は、前期末比127百万円増加し7,201百万円となりました。これは主に利益剰余金の増加によるものです。

(2) 事実上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに発生した課題はありません。

(3) 営業取引の状況
契約実行高

セグメントの名称		当第3四半期累計期間	
		金額(千円)	前年同四半期比(%)
リース・割賦・ 営業貸付事業	ファイナンス・リース	18,595,774	107.2
	オペレーティング・リース		
	割賦販売事業	11,904,945	120.1
	営業貸付事業	1,174,381	334.0
	リース・割賦・営業貸付事業計	31,675,100	114.7
不動産賃貸事業		267,181	29.2
その他			
合計		31,942,281	112.0

(注) ファイナンス・リース及び不動産賃貸事業については取得した資産の購入金額、割賦販売事業については実行時の割賦債権から割賦未実現利益を控除した額、オペレーティング・リースについては賃貸物件の取得価額を表示しております。なお、再リース取引の実行額は含んでおりません。

営業資産残高

セグメントの名称		前事業年度末 (平成28年12月末日)		当第3四半期会計期間末 (平成29年12月期第3四半期)	
		期末残高(千円)	構成比(%)	期末残高(千円)	構成比(%)
リース・割賦・ 営業貸付事業	ファイナンス・リース	55,714,053	58.6	59,396,533	59.0
	オペレーティング・リース	363,057	0.4	399,720	0.4
	割賦販売事業	23,079,129	24.3	24,498,429	24.3
	営業貸付事業	2,037,973	2.1	2,712,915	2.7
	リース・割賦・営業貸付事業計	81,194,212	85.4	87,007,597	86.5
不動産賃貸事業		13,776,843	14.5	13,498,036	13.4
その他		135,563	0.1	115,235	0.1
合計		95,106,619	100.0	100,620,868	100.0

(注) 1 リース・割賦・営業貸付事業のうち、ファイナンス・リースについてはリース債権及びリース投資資産残高を、オペレーティング・リースについては賃貸物品の帳簿価額を表示しております。
2 割賦販売事業については割賦債権から割賦未実現利益を控除した額を表示しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
A種優先株式	3,000,000
計	30,000,000

(注) 「普通株式または優先株式につき消却があった場合でも、これに相当する株式数は減じない。」旨を定款に定めております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,679,800	8,679,800	札幌証券取引所	(注1, 2) 単元株式数 100株
A種優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等)	200,000	200,000		(注2, 3, 4, 5, 6, 7) 単元株式数 1,000株
計	8,879,800	8,879,800		

- (注) 1 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
- 2 当社は、普通株式とA種優先株式で異なる単元株式数を定めております。普通株式は投資家にとってより投資がしやすい環境を整えること並びに当社株式の流動性の向上及び投資家層の更なる拡大を図るため100株とし、A種優先株式は強固な経営基盤・財務基盤の確立を目指して資本増強を図るため1,000株としております。
- 3 A種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、A種優先株式の取得価額が下方に修正された場合に、同優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。
- (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
修正の基準
転換請求期間の初日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配値表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)
修正の頻度
1年に2回(平成26年1月21日から平成32年12月31日までのうち、毎年2月1日及び8月1日)
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
取得価額の下限
131円42銭
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
1,521,838株(平成29年10月31日現在におけるA種優先株式の発行済株式総数に基づき算定)
- (4) 当社の決定によるA種優先株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無
当社は、平成21年1月21日から平成32年12月31日までのうち、毎年6月1日から6月30日の期間内または12月1日から12月31日の期間内において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得することができます。

4 A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき30円を当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会で定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)を配当する。

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、A種優先株式1株につき1,000円を支払う。

前記のほか、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては残余財産の分配は行わない。

(3) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

A種優先株主は、平成21年1月21日から平成32年12月31日までのうち、毎年5月1日から5月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの期間(以下「期末償還請求期間」という。)または11月1日から11月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの期間(以下「中間償還請求期間」といい、期末償還請求期間と中間償還請求期間を「償還請求期間」と総称する。)において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部につき、金銭を対価とする取得請求(以下「償還請求」という。)をすることができる。当社は、それぞれ、期末償還請求期間または中間償還請求期間満了の日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い、株式の取得および対価である金銭の交付(以下「償還」という。)の手続を行うものとする。但し、各償還請求期間において法令の定める限度額を超えてその発行しているA種優先株式の株主からの償還請求があった場合、各A種優先株主が償還請求を行った株式数によるあん分比例の方式により決定し(但し、各A種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切捨てた数とする。)、あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末償還請求期間または中間償還請求期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。また、取得の対価として当社がA種優先株主またはA種優先登録質権者に交付する金銭の額は、1株につき1,000円とする。

(4) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

当社は、平成21年1月21日から平成32年12月31日までのうち、毎年6月1日から6月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の期間(以下「期末強制償還期間」という。)内または12月1日から12月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の期間(以下「中間強制償還期間」といい、期末強制償還期間と中間強制償還期間を「強制償還期間」と総称する。)内において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得(以下「強制償還」という。)することができる。なお、一部のA種優先株式についてのみ強制償還をするときは各A種優先株主が有するA種優先株式の株式数によるあん分比例の方式により決定し(但し、各A種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切捨てた数とする。)、あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末強制償還期間または中間強制償還期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。取得の対価として当社がA種優先株主またはA種優先登録質権者に交付する金銭の額は1株につき1,000円とする。

(5) 議決権

A種優先株主は、当社株主総会における議決権を有しない。

(6) 株式の併合又は分割、募集割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社は、A種優先株主に対し、募集割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権(転換予約権)

A種優先株主は、以下に定める転換(以下において定義される。)を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、当社の普通株式を対価として、その有するA種優先株式の取得(以下「転換」という。)を請求することができる(以下、普通株式を対価とする取得請求権を「転換予約権」という。)

転換を請求し得べき期間

平成26年1月21日から平成32年12月31日までのうち、毎年2月1日から4月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)まで及び8月1日から10月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)まで(それぞれ、以下「転換請求期間」という。)

転換の条件

A種優先株式は、下記の転換の条件で当会社の普通株式への転換を請求することができる。

イ．当初転換価額

最初の転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)における時価とする。なお、上記「時価」とは、当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券会員制法人札幌証券取引所(以下「札幌証券取引所」という。)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

ロ．転換価額の修正

転換価額は、最初の転換請求期間経過後の各転換請求期間において、A種優先株式の全部または一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)における時価に修正されるものとし、転換価額は当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)以降次の転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の前日までの間、当該修正後の価額に修正される。但し、算出された価額が当初転換価額の70%相当額(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、算出された価額が当初転換価額の130%相当額(以下「上限転換価額」という。)を上回るときは、修正後の転換価額は上限転換価額とする。転換価額が転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の前日までに、下記ハ．により調整された場合には、下限転換価額および上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。但し、当会社の普通株式が転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立って札幌証券取引所において上場廃止された場合には、当会社の普通株式の上場廃止の日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

ハ．転換価額の調整

A．A種優先株式の発行後、次のaないしcのいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- a．転換価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る払込金額または処分価額をもって、普通株式を発行または当会社が有する普通株式(以下「自己株式」という。)を処分する場合(但し、株式分割、転換予約権付株式の転換または新株予約権の行使による場合を除く。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読替える。
 - b．株式分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、株式分割のための株主割当日がない場合は、当会社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。
 - c．転換価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式の新株予約権または普通株式への転換予約権を行使できる有価証券を発行または処分する場合、調整後の転換価額は、当該新株予約権または転換予約権を行使できる有価証券の発行日もしくは処分の日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行または処分された新株予約権または有価証券上の転換予約権が全額行使されたものとみなし、その発行日もしくは処分の日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。
- B．上記A．aないしcに掲げる場合のほか、合併または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、当会社の取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- C．転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

- D. 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の前日において有効な転換価額とする。また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日(但し、株式分割を行うための当会社の取締役会において株主割当日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合は、その日)、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該新規発行分は含まれない。)とする。
- E. 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。
- F. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

二. 転換により発行すべき普通株式数

A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換のために提出したA種優先株式の払込金額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、当該端数につき金銭による精算は行わない。

(8) 普通株式を対価とする取得条項(強制転換)

当会社は、平成32年12月31日までに償還(本項において、償還請求に基づく償還および強制償還に基づく償還を含む。)されずかつ普通株式に転換されなかったA種優先株式を、その翌日(以下「A種優先株式強制転換基準日」という。)以降に開催される取締役会で定める日をもって、A種優先株式1株の払込金相当額をA種優先株式強制転換基準日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を対価として、取得する(本項において、「強制転換」という。)。平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。但し、当該平均値が下限転換価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。また、当該平均値が上限転換価額を上回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を上限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。なお、転換価額がA種優先株式強制転換基準日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までに前項に定める転換価額の調整により調整された場合には、下限転換価額および上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、当該端数につき金銭による精算は行わない。

(9) 種類株主総会の決議

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

- 5 A種優先株主が株主総会において議決権を有しない理由
資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
- 6 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- 7 当会社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年9月30日		8,879,800		2,297,430		2,137,430

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 200,000		「1 株式等の状況」「(1) 株式の 総数等」「発行済株式」の「内 容」欄の記載参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,316,000	10,166	(注1、2)
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,356,300	73,563	(注1)
単元未満株式	普通株式 7,500		(注1、3)
発行済株式総数	8,879,800		
総株主の議決権		83,729	

(注) 1 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2 当社所有の自己株式が299,400株、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式が1,016,600株含まれております。

3 当社所有の自己株式が79株、証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。

【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 中道リース株式会社	北海道札幌市中央区北1条 東3丁目3番地	299,400	1,016,600	1,316,000	14.82
計		299,400	1,016,600	1,316,000	14.82

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-E S O P)」制度 の信託財産として抛出	資産管理サービス信託銀行株 式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1丁 目8-12

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年1月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、瑞輝監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.3%
売上高基準	1.9%
利益基準	1.1%
利益剰余金基準	0.6%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,289,062	6,851,305
受取手形	246	-
割賦債権	24,214,652	25,627,897
リース債権及びリース投資資産	55,763,352	59,426,685
営業貸付金	244,536	236,071
その他の営業貸付債権	2,196,308	2,556,844
賃貸料等未収入金	1,817,048	2,061,162
その他の流動資産	671,057	752,377
貸倒引当金	111,150	98,371
流動資産合計	96,085,111	97,413,970
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産	14,127,139	13,875,559
社用資産	82,936	81,069
有形固定資産合計	14,210,074	13,956,627
無形固定資産	83,560	127,272
投資その他の資産		
その他の投資	3,337,154	3,389,772
貸倒引当金	16,823	20,576
投資その他の資産合計	3,320,331	3,369,196
固定資産合計	17,613,965	17,453,096
繰延資産	152,838	131,266
資産合計	113,851,915	114,998,332
負債の部		
流動負債		
支払手形	904,334	952,638
買掛金	2,511,837	2,902,903
短期借入金	2,570,000	3,570,000
1年内返済予定の長期借入金	26,723,969	27,353,593
1年内償還予定の社債	2,500,000	2,860,000
1年内支払予定の債権流動化に伴う長期支払債務	213,280	215,234
未払法人税等	399,710	165,680
割賦未実現利益	1,129,259	1,124,385
役員賞与引当金	25,000	-
賞与引当金	45,850	82,883
その他の流動負債	1,395,989	1,352,278
流動負債合計	38,419,228	40,579,595

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年9月30日)
固定負債		
社債	7,950,000	7,330,000
長期借入金	50,081,664	50,013,193
債権流動化に伴う長期支払債務	2,238,180	1,678,805
退職給付引当金	52,352	50,641
受取保証金	5,894,593	5,804,376
資産除去債務	621,677	646,738
その他の固定負債	1,520,391	1,694,369
固定負債合計	68,358,857	67,218,122
負債合計	106,778,085	107,797,717
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,297,430	2,297,430
資本剰余金	2,137,430	2,137,430
利益剰余金	2,542,640	2,684,449
自己株式	224,579	223,769
株主資本合計	6,752,920	6,895,540
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	320,909	305,074
評価・換算差額等合計	320,909	305,074
純資産合計	7,073,830	7,200,615
負債純資産合計	113,851,915	114,998,332

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)
売上高	26,718,487	28,921,407
売上原価	24,802,692	26,720,244
売上総利益	1,915,795	2,201,163
販売費及び一般管理費	1,470,890	1,522,810
営業利益	444,904	678,353
営業外収益		
受取利息	332	342
受取配当金	15,810	14,276
償却債権取立益	2,383	180
その他の営業外収益	1,132	407
営業外収益合計	19,657	15,205
営業外費用		
支払利息	11,304	9,354
支払手数料	2,142	2,142
その他の営業外費用	228	526
営業外費用合計	13,673	12,022
経常利益	450,888	681,536
特別利益		
固定資産売却益	155,301	-
投資有価証券売却益	29,689	9,284
移転補償金	-	10,450
特別利益合計	184,989	19,734
特別損失		
固定資産除売却損	1,486	10,311
減損損失	10,546	-
特別損失合計	12,032	10,311
税引前四半期純利益	623,845	690,960
法人税、住民税及び事業税	409,240	400,207
法人税等調整額	145,395	166,058
法人税等合計	263,845	234,149
四半期純利益	360,000	456,811

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員に対する福利厚生サービスを目的として、受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に勤続や成果に応じてポイントを付与し、従業員の退職時に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。なお退職者に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は、前事業年度129,543千円、当第3四半期会計期間128,732千円であります。信託が保有する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数は、前第3四半期会計期間1,024,000株、当第3四半期会計期間1,016,600株であり、期中平均株式数は、前第3四半期累計期間995,200株、当第3四半期累計期間1,022,360株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(四半期貸借対照表関係)

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。

(1)受取手形

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年9月30日)
(貸借対照表上の科目)		
割賦債権	65,334 千円	77,309 千円
リース投資資産	51,146 千円	48,218 千円
リース債権	235 千円	151 千円
受取手形計	116,715 千円	125,678 千円

(2)支払手形

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年9月30日)
(貸借対照表上の科目)		
支払手形	200,664千円	201,431 千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)
減価償却費	634,310千円	682,483千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月25日 定時株主総会	普通株式	41,023	5.50	平成27年12月31日	平成28年3月28日	利益剰余金
平成28年3月25日 定時株主総会	A種優先株式	23,700	30.00	平成27年12月31日	平成28年3月28日	利益剰余金

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)所有の当社株式923,000株は、株主資本において自己株式として計上しているため、普通株式に関する配当金の総額の計算より5,077千円を除いております。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期累計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年3月24日 定時株主総会	普通株式	51,501	7.00	平成28年12月31日	平成29年3月27日	利益剰余金
平成29年3月24日 定時株主総会	A種優先株式	13,500	30.00	平成28年12月31日	平成29年3月27日	利益剰余金

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)所有の当社株式1,023,000株は、株主資本において自己株式として計上しているため、普通株式に関する配当金の総額の計算より7,161千円を除いております。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	リース・割賦・ 営業貸付	不動産賃貸	計		
売上高					
外部顧客への売上高	24,293,749	2,365,808	26,659,557	58,930	26,718,487
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	24,293,749	2,365,808	26,659,557	58,930	26,718,487
セグメント利益	183,086	635,099	818,185	11,370	829,555

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ヘルスケアサポート事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	818,185
「その他」の区分の利益	11,370
セグメント間取引消去	
全社費用(注)	384,650
四半期損益計算書の営業利益	444,904

(注) 全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「不動産賃貸」セグメントにおいて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期累計期間において、10,546千円であります。

当第3四半期累計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	リース・割賦・ 営業貸付	不動産賃貸	計		
売上高					
外部顧客への売上高	26,470,258	2,415,376	28,885,634	35,773	28,921,407
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	26,470,258	2,415,376	28,885,634	35,773	28,921,407
セグメント利益	383,034	696,259	1,079,293	13,416	1,092,709

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ヘルスケアサポート事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容
(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,079,293
「その他」の区分の利益	13,416
セグメント間取引消去	
全社費用(注)	414,356
四半期損益計算書の営業利益	678,353

(注) 全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期会計期間末の契約額等は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	48.74円	62.08円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	360,000	456,811
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	360,000	456,811
普通株式の期中平均株式数(株)	7,385,493	7,357,961
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	34.86円	51.96円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	2,942,019	1,434,132
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 株主資本において自己株式として計上されている資産管理サーブ信託銀行株式会社(信託E口)所有の当社株式は、「1株当たり四半期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前第3四半期累計期間995,200株、当第3四半期累計期間1,022,360株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月14日

中道リース株式会社
取締役会 御中

瑞輝監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊 東 尚 子 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡 田 友 香 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中道リース株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第46期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年1月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、中道リース株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。